

**首都圏へ進学予定の皆さんへ
平成30年度 有斐学舎寮生募集**

有斐学舎は、県内出身者で首都圏の大学に通う学生を対象とした(公財)肥後奨学会が運営する学生寮です。女子学生も募集しています。

- ▶ **住所** 埼玉県志木市柏町6丁目27-14
- ▶ **舎費** 2人部屋 14,000円(月額)
1人部屋 20,000円(月額)
※電気料金、食費は実費。
※熊本地震の被災者は減免制度あり。
- ▶ **入舎料** 70,000円(入舎時に納入)
- ▶ **募集人数** 30人程度
- ▶ **申込書類配布場所**
・ 区役所総務企画課
・ 県庁行政棟本館2階 県政情報文書課 (☎333-2061)
- ▶ **応募締切** 第1回 1月10日(必着)
第2回 3月1日(必着)
第3回 3月21日(必着)
詳しくは、ホームページ(<http://www.ygakusha.net/>)または電話(☎048-473-7591)で(公財)肥後奨学会 有斐学舎へ。
(東京事務所 ☎03-3262-3840)

**年末年始の交通事故防止運動期間
(交通安全)**

- ▶ **飲酒運転の根絶**
- ▶ **高齢者の交通事故防止**
- ▶ **シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底**
- ▶ **自転車の安全利用の推進**

12月21日から来年1月3日までは年末年始の交通事故防止運動期間で、日没後や夜間の交通事故が多い状況です。ドライバーの方は、前照灯を早めに点灯し、原則上向き点灯で走行しましょう。歩行者の方は、明るい服を着て、反射材を着用しましょう。

また、飲酒運転が原因で今年4月に南区で死亡事故が発生しています。重大事故につながる飲酒運転は絶対にやめましょう。
(生活安全課 ☎328-2397)

年末年始の特別警戒期間(防犯)

12月1日から来年1月3日までは年末年始の特別警戒期間で、空き巣や振り込め詐欺、凶悪犯罪や街頭犯罪などが多発する期間です。

被害に遭わないよう、十分に注意してください。
(生活安全課 ☎328-2397)

くらしの中の人権 49

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めてから、15年の月日が流れました。拉致問題は人間の尊厳、人権および基本的自由に対する重大な侵害です。

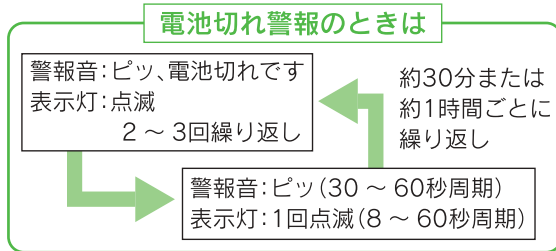
この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、平成18年(2006年)6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、重要な国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題について私たち1人ひとりが関心と認識を深めていくことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)

家で住宅用火災警報器がなったとき、あなたならどうする？

- ▶ **火災の時**
・ 周りに大声で知らせましょう。
・ 避難しましょう。
・ 119番通報しましょう。
・ 可能なら初期消火をしましょう。
- ▶ **火災ではない時**
・ 警報音停止ボタンを押すか、室内の換気をするすると警報音は止まります。
・ 燻煙式殺虫剤、ほこりや小さな虫、調理時に出る大量の煙や湯気でも警報が鳴ることがあります。
- ▶ **電池切れ、機器異常の場合など**
住宅用火災警報器は、機器の経年劣化などを考え、10年を目処に買い替えを推奨しています。



※「ピッピッピッ」と一定の間隔で鳴る場合は、機器の異常です。

- ▶ **定期的な作動確認をしましょう**
ボタンを押す、または紐を引いて作動確認をしてください。
・ 音が鳴らない場合は、電池切れか機器本体の故障です。取扱説明書をご覧ください。
(予防課 ☎363-0263)

税・国保

12月は固定資産税第4期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みか、ホームページで申込みください。

詳しくは、市ホームページへ。
(納税課 ☎328-2204)

市税の休日・夜間相談窓口

仕事などの都合で昼間に市税の納付相談の時間が取れない方、納付を忘れていた方のための窓口です。

- ▶ **日時** 12月8日(金) 午後5時15分~8時
12月9日(土) 午前9時~午後4時
12月10日(日) 午前9時~午後4時

▶ **場所** 納税課(市庁舎2階92番窓口)
詳しくは、納税課(☎328-2204)へ。

バイクなどの手続きを忘れていませんか

市外のナンバープレートを付けたまま軽自動車などを使用していませんか。軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市内にある、市外ナンバーのバイクや軽自動車は住所変更などの手続きが必要です。

種類	手続き先
原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車	区役所税務課、総合出張所窓口、龍田出張所窓口
軽二輪(125ccを超え250cc以下)、軽四輪	全国軽自動車協会連合会 熊本事務所(東区東本町16-3 ☎369-7920)
自動二輪(250ccを超えるもの)	熊本運輸支局(東区東町4-14-35 ☎050-5540-2086)

詳しくは、各手続き先または課税管理課(☎328-2195)へ。

小型特殊自動車も申告が必要です

トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、使用の本拠地が市内にあれば申告をして軽自動車税を納める必要があります。公道の走行の有無は関係ありません。

種類	構造	大きさ	速度	年税額
農耕作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車(乗用装置付のもの)	制限なし	時速35km未満	2,400円
その他	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラー、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車および特殊な構造などを有する自動車など	長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下	時速15km以下	5,900円

上記の表に該当する軽自動車税の申告手続き先は、区役所税務課、総合出張所窓口、龍田出張所窓口です。手続きをして、緑色のナンバープレートを取り付けてください。

※「熊本99」など、運輸支局から交付されたプレートを廃車するときは、運輸支局と市の窓口の両方で申告が必要です。

詳しくは、手続き先または課税管理課(☎328-2195)へ。

**給与支払報告書の提出は
お早めをお願いします**

本市では、所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者に、平成29年中に給与の支払いをした全ての従業員などについて、給与支払報告書の提出をお願いしています。

▶ **提出期限** 来年1月31日(水)

▶ **提出先** 課税管理課 特別徴収班

平成29年度給与支払報告書を提出した事業者は、11月上旬に給与支払報告書(総括表)と提出についての詳しい資料を送付しました。ご覧いただき、必ず期限内に提出してください。給与支払報告書は、eLTAXなどによる提出が便利です。提出方法は、市ホームページをご覧ください。

ホームページ

熊本市 給与支払報告書 検索

熊本市トップ > くらし・環境 > 個人市民税・県民税(住民税) > 平成30年度 給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について

県内市町村では、個人住民税の特別徴収義務者への完全指定を実施しています。パート、アルバイトなどの非正規雇用者、役員なども含め給与の支払いを受けている全ての方が特別徴収の対象です。ご理解とご協力をお願いします。

(課税管理課 ☎328-2195)